

# 大 田 区

## 認証保育所 指導検査基準

(令和7年5月14日制定)

(令和8年6月1日適用)

大田区 福祉部 福祉管理課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。                      ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。                      ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。                      なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>関係法令及び関係通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

# 運営管理編

目次	
項目	ページ数
1 職員の状況	1
施設長の兼任について	1
2 建物設備等の管理	1
保育室に専用の手洗い設備の設置	1
3 災害対策の状況	1
カーテン、絨毯等の防災について	1
4 労使協定について	1
36協定について	1
5 利用料及び特定費用の額の受領について	1
領収証(領収証兼提供証明書)の交付について	2
6 補助金について	2
(1) 補助金の取り消し、返還について	2
(2) 認証保育所運営費等補助額の算定について	2
3歳児配置改善加算・4歳以上児配置改善加算・1歳児配置改善加算	2
チーム保育推進加算	3
技能・経験に着目した加算	4
障害児受入促進加算	5
7 災害対策の状況	5
(1) 安全計画の策定等	5
(2) 防災訓練等	5
(3) 不審者対策訓練	6

[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」	実施要綱
2	令和6年10月11日6福祉子保第3101号「認証保育所における施設長の兼任に係る要件の見直しについて」	6福祉子保第3101号通知
3	令和6年11月15日6こ保発第13975号「認証保育所における施設長の兼任に係る要件の見直しに伴う大田区との事前協議について(通知)」	6こ保発第13975号通知
4	昭和57年 6月15日56福児母第 990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱 別表1(第3条関係) 認可外保育施設指導監督基準」	指導監督基準
5	平成13年9月21日「大田区認証保育所運営費等補助要綱」	補助要綱
6	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
7	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
8	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
9	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
10	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」	労働基準法
11	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
12	平成13年6月15日雇児総発第402号通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知

大田区 認証保育所 指導検査基準

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<b>1 職員の状況</b>					
(1) 施設長の兼任について	<p>1 認証保育所のうち定員20人以上の施設については、東京都の実施要綱の改正(令和6年10月1日)により、朝夕の児童が少なくなる時間帯において一定要件を満たす場合に限り、施設長の一部兼任が認められる。 施設長の兼任に係る内容変更届を東京都知事宛てに提出するに当たり、事前に区との協議を行い、以下の手続きを遵守しなければならない。</p> <p>(1) 事前協議の受付は区担当者に連絡するとともに、変更しようとする日の30日前までに必要書類を添えて区へ提出すること。</p> <p>(2) 区との事前協議の内容(兼任期間、曜日・時間帯等)を変更しようとする場合は、改めて事前協議を行うこと。</p> <p>(3) 兼任期間を当初の変更届の期間より延長する場合は、改めて事前協議を行うこと。</p> <p>(4) 兼任期間中に、下記書類の作成、更新を適正に行うこと。 ①シフト表や勤務表 ②重要事項説明書 ③施設長が保育に従事する時間帯の緊急対応マニュアル</p>	<p>1 事前協議の連絡方法や必要書類の提出期限が遵守されているか。</p> <p>1 兼任期間、曜日・時間帯等変更するにあたって、事前協議を行っているか。</p> <p>1 兼任期間の延長を行うための事前協議を行っているか。</p> <p>1 必要書類が適切に作成、更新されているか。</p>	<p>(1) 実施要綱7(2)</p> <p>(1) 6こ保発第13975号通知</p> <p>(1) 6福祉子保第3101号通知</p> <p>(1) 6こ保発第13975号通知</p> <p>(1) 6福祉子保第3101号通知</p>	<p>(1) 事前協議の連絡や必要書対の提出期限が遵守されていない。</p> <p>(1) 事前協議せずに、兼任期間、曜日・時間帯等を変更している。</p> <p>(1) 兼任期間の延長を行うための事前協議を行っていない。</p> <p>(1) 必要書類の内容に不備がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
<b>2 建物設備等の管理</b>					
(2) 保育室に専用の手洗い設備の設置	<p>1 便所及び保育室には、それぞれ専用の手洗い設備が設けられていること。</p>	<p>1 保育室専用の手洗い設備が設けられているか。</p>	<p>(1) 実施要綱6(1)</p> <p>(2) 指導監督基準2(3)</p>	<p>(1) 専用の手洗い設備が設けられていない。</p> <p>(2) 手洗い設備が設けられているが不適切</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<b>3 災害対策の状況</b>					
(1) カーテン、絨毯等の防災について	<p>1 カーテン、絨毯等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。</p>	<p>1 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。</p>	<p>(1) 実施要綱6(6)</p> <p>(2) 消防法第8条の3</p> <p>(3) 消防法施行令第4条の3</p> <p>(4) 消防法施行規則第4条の3</p>	<p>(1) カーテン、絨毯等が一部防災性能を有していない。</p>	<p>B</p>
<b>4 労使協定について</b>					
(1) 36協定について	<p>1 36協定 時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。</p>	<p>1 労働基準監督署に届け出ているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第36条</p>	<p>(1) 労働基準監督署への届出が遅れている。</p>	<p>B</p>
<b>5 利用料及び特定費用の額の受領について</b>					
(1) 領収証(領収証兼提供証明書)の交付について	<p>1 保護者との間に締結した契約により定められた保育等の提供の対価の額を受け取る際に領収証を交付しているか。なお、保育等以外に特定の費用の額を受け取る場合には、それぞれを区分して記載されているか。</p> <p>2 保護者に対して保育等を提供した日及び時間帯、当該保育等の内容、費用の額その他施設等の利用費の支給に必要な事項を記載した提供証明書を交付しているか。</p>	<p>1 領収証が交付されているか。</p> <p>2 領収証において、保育等の利用料の額と特定費用の額の区分して記載されているか。</p> <p>3 提供証明書が交付されているか。</p> <p>4 必要事項が記載されているか。</p>	<p>(1) 運営基準第54条、55条、56条</p>	<p>(1) 領収証が交付されていない。</p> <p>(2) 領収証において、保育等の利用料の額と特定費用の額の区分して記載されていない。</p> <p>(3) 提供証明書が交付されていない。</p> <p>(4) 提供証明書の記載内容が不十分</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
<p>6 補助金について</p> <p>(1) 補助金の取り消し、返還について</p>	<p>1 事業を実施する認証保育所の設置者は、大田区認証保育所運営費等補助要綱に定めるところより、予算の範囲内で補助を受けることができる。ただし、設置者が東京都認証保育所事業実施要綱16に定められた指導検査による助言又は指導に応じず、又は、改善が見られないことにより、この要綱に定める基準を満たさないときは、補助を行わない。</p> <p>2 決定の取消し</p> <p>(1) 次のいずれかに該当したときは、区長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。</p> <p>ア 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。</p> <p>イ 補助金を他の目的に使用したとき。</p> <p>ウ 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。</p> <p>(2) (1)の条件は、交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。</p> <p>3 補助金の返還</p> <p>(1) 区長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、設置者に対しその返還を命じるものとする。</p> <p>(2) 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。</p>		<p>(1) 実施要綱16 (2) 区実施要綱第5条</p> <p>(1) 補助要綱 別記第1 14</p> <p>(1) 補助要綱 別記第1 15</p>		
<p>(2) 認証保育所運営費等補助額の算定について</p>	<p>1 3歳児配置改善加算・4歳以上児配置改善加算・1歳児配置改善加算</p> <p>ア 3歳児配置改善加算 当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、3歳児に係る保育従事職員を3歳児15人につき1人により実施する場合に、当該月の初日の補助対象3歳児童数に、単価を乗じて得た額を加算する。</p> <p>イ 4歳以上児配置改善加算 当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、4歳以上児に係る保育従事職員を4歳以上児25人につき1人により実施する場合(チーム保育推進加算を算定している場合は除く。)に、当該月の初日の補助対象4歳以上児童数に、単価を乗じて得た額を加算する。</p> <p>ウ 1歳児配置改善加算 当該認証保育所の年齢別保育従事職員のうち、1歳児に係る保育従事職員を1歳児5人につき1人により実施し、かつ、以下に定める要件を満たす場合に、当該月の初日の補助対象1歳児童数に、単価を乗じて得た額を加算する。</p> <p>i 別に定める処遇改善等加算及び技能・経験に着目した加算いずれも取得していること。</p> <p>ii 業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②から④までのいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していること。</p> <p>① 園児の登園及び降園の管理に関する機能</p> <p>② 保育に係る計画・記録に関する機能</p> <p>③ 保護者との連絡に関する機能</p> <p>④ キャッシュレス決済に関する機能</p> <p>iii 「職員1人当たりの平均経験年数」が10年以上であること。</p>	<p>1 3歳児に係る保育従事職員を3歳児15人につき1人により実施しているか。</p> <p>1 4歳以上児に係る保育従事職員を4歳以上児25人につき1人により実施しているか。</p> <p>1 1歳児に係る保育従事職員を1歳児5人につき1人により実施しているか。</p> <p>2 i～iiiに定める要件を満たしているか。</p>	<p>(1) 補助要綱 別表(第8条関係) 1 (2)</p> <p>(2) 補助要綱 別記4の7</p>	<p>(1) 3歳児に係る保育従事職員を3歳児15人につき1人により実施していない。</p> <p>(1) 4歳以上児に係る保育従事職員を4歳以上児25人につき1人により実施していない。</p> <p>(1) 1歳児に係る保育従事職員を1歳児5人につき1人により実施していない。</p> <p>(1) i～iiiに定める要件を満たしていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 チーム保育推進加算 以下の要件全てに該当する施設に加算する。 ア 「必要保育従事職員数」を超えて保育従事職員を配置していること(注1、注2) イ キャリアを積んだチームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備すること(注3) ウ 職員の平均経験年数が12年以上であること(注4) エ 当該加算による増収は、保育従事職員の増員や、当該保育所全体の職員の賃金改善に充てること</p> <p>注1 「必要保育従事職員数」は i と ii を合計した数であること i 年齢別配置基準による職員数 ii 定員90人以下の施設については1人</p> <p>注2 必要保育従事職員数を超えて配置する保育従事職員の数は、常勤換算人数(小数点第2位以下切り捨て、少数点第1位四捨五入前)から「必要保育従事職員数」を減じて得た数の小数点第1位を四捨五入した員数とする。なお、常勤以外の職員を配置する場合については、下記の算式によって得た数値により充足すること。 &lt;算式&gt; 常勤職員以外の保育従事職員の所定労働時間数の合計÷常勤職員の保育従事職員の所定労働時間数 規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数</p> <p>注3 チーム保育体制の整備とは、上記「年齢別配置基準による職員数」を超えて、主に3～5歳児について複数保育士による保育体制の構築をいう。</p> <p>注4 職員の平均経験年数については、国通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」(令和5年6月7日付けこ成保39)第4の1における職員1人当たりの平均経験年数をもって算定すること。</p>	<p>1 必要保育従事職員数を超えて保育従事職員を配置しているか。</p> <p>2 チーム保育体制を整備しているか。</p> <p>3 職員の平均経験年数が12年以上であるか。</p> <p>4 加算による増収を、保育従事職員の増員・職員の賃金改善に充てているか。</p>	<p>(1) 補助要綱 別記第4の1</p>	<p>(1) 必要保育従事職員数を超えて保育従事職員を配置していない。</p> <p>(2) チーム保育体制を整備していない。</p> <p>(3) 職員の平均経験年数が12年未満である。</p> <p>(4) 加算による増収を、保育従事職員の増員・職員の賃金改善に充てていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>3 技能・経験に着目した加算</p> <p>① 加算対象職員は、4層以上の職層を設けた施設における第3職層の職員及び第4職層の職員であって、職位の発令や職務命令を受けている職員とする。</p> <p>② 加算対象職員については、以下の要件を満たすものとなっていること。</p> <p>ア 第3職層の職員については、概ね7年以上の経験年数を有するとともに、東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱等に定める研修(専門分野別研修等のうちの4以上の研修分野)を修了していること。ただし、ライン職相当の職員は、専門分野別研修のうちの3以上の研修分野及びマネジメント研修を、それ以外の職員は、専門分野別研修のうちの4以上の研修分野を修了していること。</p> <p>イ 第4職層の職員については、概ね3年以上の経験年数を有し、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野を担当するとともに、東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱等に定める研修(専門分野別研修のうち、職務分野別リーダーとして担当する職務分野に対応する分野を含む1以上の研修分野)を修了していること。</p> <p>ウ 第1職層の職員又は第2職層の職員については、東京都保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱等に定める専門分野別研修のうちの3以上の研修分野及びマネジメント研修又は専門分野別研修のうちの4以上の研修分野を修了していること。職員の研修修了要件については、令和8年度から適用することとし、令和7年度までの経過措置期間における修了すべき研修は以下のとおりとすること。</p> <p>なお、研修修了要件とは、賃金改善を受ける月の前月までに、必要な研修数の研修を修了していることを言う。</p> <p>・令和5年度は、専門分野別研修等のうち1以上、令和6年度は2以上、令和7年度は、3以上の研修分野の研修を修了すること。</p> <p>③ 施設職員の職位、職責、職務内容等に応じた勤務条件等の要件(施設職員の賃金に関するものを含む。)及びこれに応じた賃金体系(一時金等の臨時的に支払われるものを除く。)を定め、全ての施設職員に周知していること。</p> <p>④ 賃金改善の具体的内容について所定の事項を記載した「賃金改善計画書」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うとともに、区長に対して提出すること。</p>	<p>1 加算対象職員が、職位の発令や職務命令を受けているか。</p> <p>1 加算対象職員が、研修等の要件を満たしているか。</p> <p>2 施設職員の職位、職責、職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めているか。これらを、全ての施設職員に周知しているか。</p> <p>3 賃金改善計画書の内容について職員に周知をしているか。</p>	<p>(1) 補助要綱 別記第2の3</p> <p>(1) 補助要綱 別記第2の5</p>	<p>(1) 加算対象職員が、職位の発令や職務命令を受けていない。</p> <p>(1) 加算対象職員が、研修等の要件を満たしていない。</p> <p>(2) 施設職員の職位、職責、職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めていない。これらを、全ての施設職員に周知していない。</p> <p>(3) 賃金改善計画書の内容について職員に周知していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>4 障害児受入促進加算                      障害児を受け入れる認証保育所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人とする事。                      この場合の年齢別配置基準は、以下の算式による。                      &lt;算式&gt;  <math display="block">\{0\text{歳児数(障害児を除く)} \times 1/3 (\text{小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)}) + \{1, 2\text{歳児数(障害児を除く)} \times 1/6 (\text{同})\} + \{3\text{歳児数(障害児を除く)} \times 1/20 (\text{同})\} + \{4\text{歳以上児数(障害児を除く)} \times 1/30 (\text{同})\} + \{障害児数 \times 1/2 (\text{同})\} = \text{「配置基準上保育従事者数」}</math>                     (小数点以下四捨五入)                      なお、3歳児配置改善加算を受けている場合は、上記算式中「<math>\{3\text{歳児数(障害児を除く)} \times 1/20 (\text{同})\}</math>」を「<math>\{3\text{歳児数(障害児を除く)} \times 1/15 (\text{同})\}</math>」とし、4歳以上児配置改善加算を受けている場合は、同算式中「<math>\{4\text{歳以上児数(障害児を除く)} \times 1/30 (\text{同})\}</math>」を「<math>\{4\text{歳以上児数(障害児を除く)} \times 1/25 (\text{同})\}</math>」として算定する。</p>	<p>1 障害児に係る保育従事者の配置基準を満たしているか。</p>	<p>(1) 補助要綱 別記第4の7</p>	<p>(1) 障害児に係る保育従事者の配置基準を満たしていない。</p>	<p>B</p>
<p>7 災害対策の状況</p>					
<p>(1) 安全計画の策定等</p>	<p>1 児童の安全の確保を図るため、施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他施設における安全に関する事項についての計画(以下「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 職員に対し、安全計画について周知するとともに、安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 児童の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p>	<p>1 安全計画を策定しているか。</p> <p>2 職員に対し、安全計画について周知しているか。</p> <p>3 安全計画に定める研修及び訓練を実施しているか。</p> <p>4 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。</p>	<p>(1) 実施要綱12(1)</p>	<p>(1) 安全計画の内容が不十分である。</p> <p>(2) 職員への周知内容が不十分である。</p> <p>(3) 安全計画に定める研修及び訓練の実施または実施内容が不十分である。</p> <p>(4) 保護者への周知が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
<p>(2) 防災訓練等</p>	<p>1 非常災害に平穏かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。</li> <li>・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。</li> <li>・原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。</li> <li>・避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。</li> <li>・訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。</li> </ul> <p>なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引渡し訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。</p> <p>また、災害発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との連携に努めるとともに、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。</p>	<p>1 通報訓練を法令・通達で定められているとおり実施しているか。</p> <p>2 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施しているか。</p> <p>3 消火訓練及び避難訓練を実施するときは、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しているか。</p>	<p>(1) 消防法施行令第3条の2第2項</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章4(3)イ</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章4(2)ウ</p> <p>(1) 消防法施行規則第3条第11項</p>	<p>(1) 消防計画に基づく通報訓練を実施していない。</p> <p>(2) 通報訓練の実施方法が不適切である。</p> <p>(1) 保護者等への連絡体制や引渡し方法が不明確</p> <p>(2) 引渡し訓練をしておらず保護者との連絡体制や引渡し方法等についての確認が不十分である。</p> <p>(1) 消火訓練及び避難訓練を実施するときは、あらかじめ、その旨を消防機関に通報していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 不審者対策訓練	<p>1 法人及び施設管理者並びに従事者は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。</p> <p>外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置、その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。</p> <p>&lt;例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。</li> <li>・ 施設設備面の安全確保を図り、点検する。</li> <li>・ 関係機関や地域との連携を図る。</li> </ul>	<p>1 安全対策について、必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ウ (2) 雇児総発第402号通知1、2</p>	<p>(1) 不審者対策訓練を実施していない。</p>	C

# 保育内容編

## 目 次

項 目	ページ数
1 健康・安全の状況	1
(1) 児童の安全確保	1
(2) 損害賠償保険	1

以下の関係通知等を略称して次のように表記する。

	関係法令及び通知等	略称
1	平成13年10月1日「大田区認証保育所事業実施要綱」	実施要綱
2	令和8年3月31日7こ保発第16490号「認証保育所における事故発生時の事故報告書の提出について」	7こ保発第16490号

大田区 認証保育所 指導検査基準

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 健康・安全の状況 (1) 児童の安全確保	児童に事故があったときには、区長に対し「認証保育所における事故発生時の事故報告書の提出について」(令和8年3月31日付7こ保発第16490号)に基づき速やかに事故報告書(別記7号様式)を提出しなければならない。  ①受診した怪我等  ②迷子(見失い)、置き去り、連れ去りなど  ③その他、児童の生命または心身に重大な被害が生じる事故につながるおそれがある事案(児童への暴力、わいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む)  ④食物アレルギー関連 (発症の有無に関わらず施設の不注意で誤飲食があった場合)  ⑤食物アレルギー発症 (施設及び保護者が把握している以外で発症した場合)	1 区に別記7号様式で事故報告書を提出しているか。	(1) 7こ保発第16490号	(1) 区に事故報告書を提出していない。 (2) 事故報告書の内容が不十分である。	C  B
(2) 損害賠償保険	認証保育所の設置者は、次に掲げる事項を遵守すること。  以下の保証額以上の賠償責任保険に加入すること。 ア 1回の事故につき3億円 イ 1名の事故につき3,000万円	1 損害賠償保険の内容が適切か。	(1) 大田区認証保育所事業実施要綱	(1) 損害賠償保険の内容が不適切である。	B

# 会計経理編

## 目 次

項 目	ページ数
1 施設に備える書類	1
2 利用料及び特定費用の額の受領	1
3 領収証の交付	1
4 運営費の使途	1
(1) 技能・経験着目加算	2
(2) 処遇改善等加算	2
5 キャリアアップ補助金	2
交付額の算定方法	2
6 補助金の使途	3
7 その他	3



[凡例]

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成26年4月30日内閣府令第39号「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」	運営基準
2	令和元年11月27日付府子本第689号、元文科初第1118号、子発1126第2号内閣府子ども・子育て本部統括官文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」別添1「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」	指導指針
3	平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」	実施要綱
4	平成13年9月21日大田区認証保育所運営費等補助要綱	補助要綱
5	平成27年11月2日27こ保発第12511号大田区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱	キャリアアップ要綱
6	平成27年7月31日付27福保子保第643号東京都保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等交付要領	財務情報等公表要領

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1 施設に備える書類	1 特定子ども子育て支援施設は、会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 会計に関する諸記録を整備し、備え付けているか。	(1) 運営基準61条 指導指針5(2)②アV	1 会計に関する諸記録を整備し、備え付けていない。	C
	2 認証保育所には下記の書類を整備し、備え付けておかなければならない。 経理規程 予算関係書類 証憑書類(契約書、請求書、領収書等) 経理帳簿類 決算関係書類	2 書類を整備し、備え付けているか。	(2) 実施要綱12(4)別紙2	2 書類を整備し、備え付けていない。	C
2 利用料及び特定費用の額の受領	1 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価の額の支払いを受けるものとする。	1 契約により定められた利用料の支払いを受けているか。	(1) 運営基準第55条第1項	1 契約により定められた利用料の支払いを受けていない。	C
	2 特定子ども・子育て支援提供者は、1のほか、特定費用の額の支払いを保護者から受けることができる。この場合、あらかじめ当該支払いを求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い同意を得なければならない。	2 特定費用の額の支払いについて、あらかじめ金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにしているか。  保護者に対して説明を行い同意を得ているか。	(2) 運営基準第55条第2項	2 特定費用の額の支払いについて、あらかじめ金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにしていない。  保護者に対して説明を行い同意を得ていない。	C  C
3 領収証の交付	1 特定子ども・子育て支援提供者は運営基準第55条の規定による費用の支払いを受ける際、保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合原則として、当該領収証は利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。	1 費用の支払いを受ける際、保護者に対し、領収証を交付しているか。	(1) 運営基準第56条第1項	1 費用の支払いを受ける際、保護者に対し、領収証を交付していない。	C
		2 領収証は利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しているか。	(2) 運営基準第56条第2項	2 領収証の利用料の額と特定費用の額とを区分して記載していない。	B
4 運営費の用途	1 要綱で定める目的以外に運営費を使用してはならない。	1 認証保育所の運営に必要な経費か。	補助要綱	1 目的以外に使用している。	C
	2 補助金支給要綱に従う必要がある。	2 補助金の支給要綱に従っているか。		2 補助金の支給要綱に従っていない。 補助金の支給要綱に一部従っていない。	C B
		3 適正な実績報告書を提出しているか。		3 適正な実績報告書を提出していない。	C

(1)	技能・経験着目加算	1	加算対象 4層以上の職層を設けた施設における第3職層の職員、第4職層の職員であって、職位の発令や職務命令を受けている職員。	1	加算対象職員か。	(1)	補助要綱別記第2 3	1	加算対象職員でない。	C
		2	加算要件 ①加算対象職員について、経験年数、研修修了等の要件を満たしていること。 ②賃金改善が決まって毎月支払われる手当または基本給により支払われること。	2	加算要件を満たしているか。	(2)	補助要綱別記第2 5	2	加算要件を満たしていない。	C
		3	加算に係る使途 確実に賃金改善に充てること。	3	賃金改善されているか。	(3)	補助要綱別記第2 6	3	賃金改善されていない。	C
(2)	処遇改善等加算	1	加算対象 認証保育所に勤務する職員。	1	加算対象職員か。	(1)	補助要綱別記第3 3	1	加算対象職員でない。	C
		2	加算要件 処遇改善等加算により改善を行う部分の総額が加算実績額を下回っていないこと。	2	加算要件を満たしているか。	(2)	補助要綱別記第3 5	2	加算要件を満たしていない。	C
		3	加算に係る使途 全額を確実に職員の賃金の改善に充てること。	3	賃金改善されているか。	(3)	補助要綱別記第3 6	3	賃金改善されていない。	C
5	キャリアアップ補助金 交付額の算定方法	1	基準額は基本額に次の①から④の調整を加えた額とする。 ①キャリアパス要件 ②福祉サービス第三者評価の要件 ③情報公開の取組に係る要件 ④子育て支援員研修の受講要件	1	キャリアパス要件、福祉サービス第三者評価の要件、情報公開の取組に係る要件、子育て支援員研修の受講要件の調整は適正か。	(1)	キャリアアップ要綱第4条(1) (2)(4)(5)	1	キャリアパス要件、福祉サービス第三者評価の要件、情報公開の取組に係る要件、子育て支援員研修の受講要件の調整が適正ではない。	C
		2	財務情報等の公表 財務情報等を財務情報等公表要領により作成し、利用者にとって見やすい場所に掲示するとともに、施設のすべての職員に対し内容を周知しなければならない。 (公表しない場合は補助金の交付決定の全部または一部を取り消す。)	2	財務情報等を財務情報等公表要領に従って作成しているか。利用者にとって見やすい場所に掲示しているか。施設のすべての職員に対しその内容を周知しているか。	(2)	キャリアアップ要綱第4条(3) 財務情報等公表要領2	2	財務情報等を財務情報等公表要領に従って作成していない。利用者にとって見やすい場所に掲示していない。施設のすべての職員に対しその内容を周知していない。	C C C
		3	補助対象経費は、交付対象施設または事業に勤務する職員の人件費のうち賃金改善に要した経費とし、年度終了後速やかに区長に報告すること。	3	交付額を職員の賃金改善にあてているか。	(3)	キャリアアップ要綱第5条	3	交付額を職員の賃金改善にあてていない。	C
		4	補助金の交付額は基準額と補助対象経費と比較していずれか少ない額とする。	4	補助金の交付額は基準額と補助対象経費と比較していずれか少ない額としているか。	(4)	キャリアアップ要綱第6条	4	補助金の交付額は基準額と補助対象経費と比較していずれか少ない額としていない。	C

大田区 認証保育所 指導検査基準

6	補助金の使途	1	補助金の支給を受けた保育所の設置者は、この要綱で定める目的以外に補助金を使用してはならない。	1	補助金を目的以外に使用していないか。	(1)	各補助金要綱	1	補助金を目的以外に使用している。	C
		2	補助金の支給要綱に従う必要がある。	2	補助金の支給要綱に従っているか。	(2)	各補助金要綱	2	補助金の要綱に従っていない。 補助金の要綱に一部従っていない。	C B
7	その他			1	経理処理に関することで不適正な事項はないか。			1	経理処理に関して重大な問題がある。 経理処理に関して問題がある。	C B